

い な ほ 81号

◆ 発行：日南町農業委員会 ◆ 編集：広報委員会

令和5年 標準作業賃金のお知らせ

令和5年度の標準農作業賃金について、3月10日の農業委員会総会で協議し決定しました（価格は消費税込み）。

実際の契約にあたっては、下の表を目安として当事者同士でよく話し合って料金を決定してください。（物価・燃料価格の変動による増減）

※農作業（一般労務）については、鳥取県最低賃金が改定された場合、標準賃金に変更される場合があります。

作業名		作業単価	備考
農作業（8時間あたり）		6,900～7,800円	作業内容に応じて
田植え（10aあたり）		一般田 6,600円 未整備田 8,100円	すみ植えは依頼者 施肥機付
耕	荒起こし、秋起こし （10aあたり）	一般田 7,100円	燃料費は請負者負担 回送料含む
		未整備田 8,600円	
耘	荒がき（10aあたり）	一般田 5,100円	燃料費は請負者負担 回送料含む
		未整備田 6,100円	
	代かき（10aあたり）	一般田 6,100円	燃料費は請負者負担 回送料含む
		未整備田 7,100円	
ブロードキャスター （10aあたり）		2,500円	燃料費は請負者負担 回送料含む
フレールモア（10aあたり）		一般田 7,100円 未整備田 8,600円	燃料費含む 回送料含む
ハーベスター（10aあたり）		カッター付 8,500円 カッター無 7,500円	燃料費含む 回送料含む
コンバイン（10aあたり）		一般田 16,500円 未整備田 19,500円	燃料費含む 回送料含む
粳摺り・乾燥 （摺上玄米30キロあたり）		生粳水分量に関係なく 930円	燃料費含む
防除作業（動噴、ドローン） （10aあたり）		粒剤・水和剤散布 2,500円	薬剤費は依頼者負担
草刈作業（1時間あたり）		刈払機によるあぜ草等 1,700円	燃料費は請負者負担
畔付け（1mあたり）		50円	燃料費は請負者負担 回送料含む

令和4年実績 賃借料状況一覧

令和4年1月から令和4年12月末までに契約（公告）された10aあたりの賃借料の各地域の水準は次のとおりです。

この水準は、農地法第52条の規定に基づき、賃借料決定の参考として提供するものです。実際の契約にあたっては、貸し手・借り手の両者でよく協議した上で締結してください。なお、物納については、1袋（米30kg）あたり、5,550円として算出しています。（データ数は貸借の件数であり筆数ではありません）

地 区	平均（円）	最高（円）	最低（円）	備 考
日野上地区	5,034	8,061	664	全データ 49 件のうち 19 件は使用貸借による契約
山上地区	5,026	7,885	2,000	全データ 21 件のうち 6 件は使用貸借による契約
阿毘縁地区	5,039	7,864	3,000	全データ 13 件
大宮地区	5,499	7,500	3,446	全データ 6 件のうち 1 件は使用貸借による契約
多里地区	7,129	27,347	454	全データ 11 件のうち 1 件は使用貸借による契約
石見地区	5,003	13,532	1,143	全データ 63 件のうち 14 件は使用貸借による契約
福栄地区	4,206	6,000	3,000	全データ 6 件のうち 2 件は使用貸借による契約
日南町全体	5,177	27,347	454	全データ 169 件のうち 43 件は使用貸借による契約

これからの農地中間管理事業（農地バンク）について

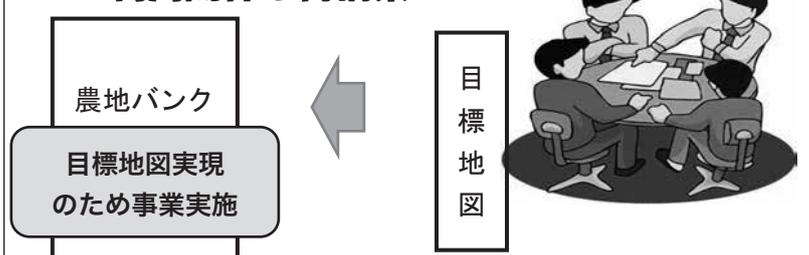
農地中間管理事業（農地バンク）とは、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構という県知事指定の組織（農地中間管理機構）が、地権者から農地を預かり、地域の担い手に貸付する事業です。令和5年4月からは、借受希望者公募を廃止し、地域で協議・利用調整した目標地図（地域計画）を実現するための農地バンク事業に改正されます。

【改正後】



【改正後】

地域全体で農地の利用関係を再構築



令和4年度農業委員特別研修会

11月17日（木）、倉吉市「鳥取県立倉吉未来中心」を会場に、令和4年度鳥取県農業委員会特別研修会が開催され、農業委員、農地利用最適化推進委員が参加しました。

研修では、事例発表と講演が行われ、日野町農業委員会の「日野町がんばる地域プラン」による取り組みについて発表され、農地や地域（人）を守っていく仕組みづくりについて理解を深めました。

また、（一社）全国農業会議所事務局長を講師に、「農地利用最適化の取り組み」について講演され、地域計画（人・農地プラン）と農地中間管理機構の農地利用集積による「地域農地を耕し続けるための新しい農地移動の形について」制度改正による取り組みについて理解を深めました。

人・農地関連法の改正については、令和5年4月から施行されますが、農業委員、農地利用最適化推進委員は農地利用最適化への取り組みをさらに推し進めることを再認識しました。



農地の売買や転用をする場合には、許可が必需です

農地を売買したり転用したりするときは、農業委員会で手続きを行ってください。もし許可を受けないで行った場合には、農地法に基づき工事の中止や原状回復等の命令や罰則が適用されることがあります。

詳しい内容や申請書類については、ホームページをご覧ください。か、農業委員会事務局までご相談ください。

【農地の売買等】

売買または貸借するなど、耕作目的で農地の権利移動をする場合には、農地法第3条の規定による農業委員会の許可を受けなければなりません。

また、相続によって農地を取得した場合には、農業委員会へ届出が必要になります。

【農地の転用】

住宅や駐車場といった農地以外の用地に転換する場合には、農地法第4条又は第5条の規定による許可を受けなければなりません。一時的に資材置場等に利用する場合もこれに該当します。

※ 所有者が自ら転用する場合（農地の権利移動を伴わない転用）⇒ 第4条転用

※ 売買、貸借等を伴う場合（農地の権利移動を伴う場合）⇒ 第5条転用

※ 農業振興地域の農地において転用する場合には、あらかじめ農業委員会へご相談いただき、除外の手続きを行う必要があります。

農地法	許可が必要な場合	許可申請者	許可権者
第4条	農地を転用する場合	農地の所有者等	鳥取県知事
第5条	農地を転用するため 売買等を行う場合	農地の所有者（売主）と 転用事業者（買主）	

知って得する 農業者年金

農業者年金は、農業者がより安定した老後を過ごすことができるよう国民年金に上乗せする公的年金で、次のようなメリットがあります。

- 農業者なら誰でも入れる「終身年金」
- 一定要件を満たす方には、月額最大「1万円の保険料補助」
- 保険料は「全額社会保険料控除の対象」

※農業者年金の加入には、

- ① 国民年金第1号被保険者であること
- ② 年間60日以上農業に従事していること
- ③ 60歳未満であること

以上の3つの要件を満たしている必要があります。詳しくはJAまたは農業委員会へご連絡ください。

安全確認と予防対策で農機による事故を防ぎましょう

農林水産省の調査データによると、毎年270人以上の方が農作業中の事故で亡くなっています。農作業中の事故は、機械の転落・転倒や機械回転部の巻き込みなど操作時における原因が大半であり、操作時の安全確認と予防対策について今一度考えてみましょう。

確実な運転操作とブレーキ連結の確認

- ・ハンドルやブレーキ操作ミスによる単独事故が多いため、道路状況等に応じた確実な運転を行いましょう。
- ・道路走行時には左右のブレーキを連結し、誤って急旋回による転落、横転を未然に防ぎましょう。

安全キャブ・フレームの装着とシートベルトの着用

- ・救命効果の高い安全キャブやフレームが付いているトラクターを利用しましょう。
- ・トラクター等の農機運転中はシートベルトを着用しましょう。また、ヘルメットの着用にも努めましょう。



低速車マークや反射板を取り付けましょう

- ・後続車から見やすい位置に「低速車マーク」や「反射板」を取り付けましょう。また、夕暮れ時には早めにライトを点灯しましょう。

〔編集後記〕

春の農作業に向けて、農機具などの準備や点検をされておられることと思います。去年は、社会情勢の影響により物価や燃料など高騰した年でした。今年は経済が安定して良い年になるよう願っています。

さて、人・農地関連法の一部改正が4月から施行されます。地域の農地を耕作し続けるために、農用地と担い手（農業を担う者）の将来設計の策定をすすめていきます。農業委員、農地利用最適化推進委員が、一丸となって農地利用の最適化に取り組んでいきますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

広報委員会委員長 足立進也 委員 梅林操・天崎直幸・木山篤志

◆ 農業委員会だより「いなほ」に関するお問い合わせは日南町農業委員会事務局へ ◆

〒689-5292 鳥取県日野郡日南町霞800番地 TEL：0859-82-1902 FAX：0859-82-1478